

## 複合構造シンポジウム優秀講演者表彰規定

平成 23 年 9 月 22 日 制定  
平成 24 年 1 月 25 日 改正  
平成 24 年 7 月 13 日 改正  
平成 25 年 12 月 19 日 改正

この規定は「複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」および「FRP 複合構造・橋梁に関するシンポジウム」（以下、複合構造シンポジウムという）における研究発表の表彰に関する取り扱いについて定めたものである。

### 1. 表彰の目的

複合構造シンポジウムで優れた講演を行った若手研究者、技術者を表彰し、

- ①研究内容、講演技術の向上に寄与する。
- ②若手研究者、技術者の参加意欲の向上を図る。
- ③シンポジウム全体の活性化に貢献する。

などを目的とする。

### 2. 名称

この表彰の名称は「複合構造シンポジウム優秀講演者表彰」とする。

### 3. 対象者

- ・40 歳未満（シンポジウム開催年度の 4 月 1 日現在）の講演者を対象に、研究内容に加え、講演が簡潔明瞭で優れた者に与える。
- ・講演予定者と講演者が一致しない場合は審査の対象外とする。
- ・ポスターセッションは対象外とする。

### 4. 選出方法

- ・各セッションの座長（あるいは評価担当者）は、対象者の講演を「複合構造シンポジウム優秀講演者評価表記入上の留意事項」に基づき採点し、合計得点最上位者 1 名を推薦する。
- ・シンポジウム小委員会にて各セッションからの被推薦者の合計得点を集計する。その中から、対象者数の 5 分の 1 程度を上限とした人数となる合計得点の上位者を、優秀講演者として選出する。なお、ボーダーラインにある合計得点数が同じ被推薦者を全て含めた場合に、対象者数の 5 分の 1 程度の人数を超えるときには、合計得点が同じ被推薦者の中から年齢の若い順番に選出し、5 分の 1 程度を超えない人数に調整する。

### 5. 表彰

- ・複合構造委員会ホームページにおいて氏名を発表する。
- ・後日、個人あてに表彰状を送付する。
- ・表彰は複合構造委員会委員長名で行う。

## 6. その他

- ・本規定は必要に応じてシンポジウム小委員会において見直す。

付則 本規定は、「第9回複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」（平成23年11月）から施行する。

付則 本改正規定は、「第4回FRP複合構造・橋梁に関するシンポジウム」（平成24年11月）から施行する。

付則 本改正規定は、「第5回FRP複合構造・橋梁に関するシンポジウム」（平成26年11月）から施行する。